



平成 27 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社岡村製作所
代表者名 代表取締役社長 中村 雅行
(コード番号 7994 東証第一部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 佐藤 潔
(TEL. 045-319-3447)

「内部統制システムの基本方針」改訂について

当社は、平成 27 年 4 月 15 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を下記のとおり、改訂することを決議いたしましたのでお知らせ致します。なお、変更箇所は、下線で示しております。

記

「内部統制システムの基本方針」

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報（取締役会議事録・稟議書等）は、社内規則に則り適切に保存および管理する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクのほか、財務、法務、災害、環境、品質、情報セキュリティ等の業務運営上に係る主要な各種リスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定め、その指揮のもと、それぞれの担当部門にて、必要に応じ、規則・ガイドラインまたはマニュアルの制定等を行うものとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期的開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。また、社外取締役を置くことにより、経営の透明性と健全性を確保する。

業務分掌規程および職務権限規程により、各職位の職務および権限を定め職務執行が適正かつ効率的に行われる体制とする。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令および定款を遵守した行動をとるための指針を「行動規範」として定める。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの徹底に努める。

コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずる。

5. 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の「行動規範」を当社および当社グループ共有のものとして定め、これを周知させ、また、当社および当社グループの取締役および使用人等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、グループ企業一体となった遵法意識の醸成を図る。また、当社および当社グループの連結ベースでの中期経営計画を策定し、グループ全体での効率的な業務執行を図る。関係会社において、当社との協議が必要な事項と報告が必要な事項を関係会社管理規程として定めるとともに、当社および当社グループの業務執行状況およびリスク管理状況等に対する内部監査を行い、その結果を当社代表取締役等に報告することで、当社および当社グループにおける業務の適正を確保する。また、当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を設け、グループ横断的なコンプライアンスの徹底に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、取締役は監査役と協議し適切に対応する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の任命、評価、異動は、監査役の意見を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応する。

8. 当該株式会社およびその子会社の取締役および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社または当社グループの取締役および使用人等は、当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定内容、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または重大な法令・定款違反の事実について、当社監査役または当該子会社における担当部署もしくは監査役に遅滞なく報告する。当社または当社グループの取締役または使用人等からかかる事項の報告を受けた者は、当該報告の内容を当社監査役に遅滞なく報告する。

監査部は、監査部が実施した内部監査の結果について、監査役に報告する。

また、コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、グループ通報受付窓口を設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を行うこととする。

監査役は、「経営会議」等の重要な会議に出席することができる。

監査役は、会計監査人と緊密に連携し、随時情報交換を行う。

監査役が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を監査部に対し要望することができる。

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

以上